

目 次

規 則	ペー ジ
17 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を 改正する規則	3
18 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則	4
19 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正す る規則	9
20 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関 する条例施行規則の一部を改正する規則	11
21 新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規 則の一部を改正する規則	12
22 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項 の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	13
告 示	
11 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額の 一部改正	14

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 17 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 18 号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 19 号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 20 号)
- (5) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 21 号)
- (6) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 22 号)

新潟県市町村総合事務組合規則第 17 号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第 8 号）の
一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第17条の 2 （略） 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第17条の 3 （略） 2 介護時間は、<u>育児休業法第19条</u>の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、<u>1 日につき 2 時間</u>から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた<u>時間</u>を超えない範囲内の時間とする。 （休暇簿） 第27条 （略） <u>（3 歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の期間）</u> 第28条 <u>条例第19条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、対象職員の子が 1 歳11月に達する日の翌々日から 2 歳11月に達する日の翌日までの 1 年間とする。</u> （その他の事項） 第29条 （略）	第17条の 2 （略） 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第17条の 3 （略） 2 介護時間は、<u>1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間</u> <u>（育児休業法第19条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）</u>を超えない範囲内の時間とする。 （休暇簿） 第27条 （略） （その他の事項） 第28条 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第 18 号

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第 2			別表第 2		
種類	事由	期間	種類	事由	期間
(略)			(略)		
(9) 不妊治療	パートタイム会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものに限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	(略)	(9) 不妊治療	パートタイム会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものであって、 <u>6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続勤務しているものに限る。</u> ）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	(略)
(略)			(略)		
(12) 妻の出産	パートタイム会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日	(略)	(12) 妻の出産	パートタイム会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日	(略)

	が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が妻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合			が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、 <u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。</u>)が妻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	
(13) 男性 職員の 育児参 加	パートタイム会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する	(略)	(13) 男性 職員の 育児参 加	パートタイム会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもので <u>あって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。</u>)の妻が出産する場合であってその出	(略)

	日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(条例第8条の3第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育するパートタイム会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	
(略)		
別表第3		
種類	事由	期間
(略)		
(2) 子の看護	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育するパートタイム会計年度任用職員(1週間の勤務	(略)

	間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(条例第8条の3第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育するパートタイム会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	
(略)		
別表第3		
種類	事由	期間
(略)		
(2) 子の看護	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育するパートタイム会計年度任用職員(1週間の勤務	(略)

	日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務	
	日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、<u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの</u>に限る。)が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務	

				しないことが相当であると認められる場合	
(3) 短期 介護	要介護者(条例第16条第1項に規定する要介護者をいう。以下この号において同じ。)の介護その他の管理者が定める世話を行うパートタイム会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	(略)	(3) 短期 介護	要介護者(条例第16条第1項に規定する要介護者をいう。以下この号において同じ。)の介護その他の管理者が定める世話を行うパートタイム会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、 <u>6月以上の任期が定められているもの</u> 又は <u>6月以上継続勤務しているもの</u> に限る。)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第 19 号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則（平成16年規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間） 第6条 育児休業条例第7条第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。 (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。<u>以下「育児休業法」という。</u>）第2条の規定により育児休業をしていた期間 (2)・(3) （略） （育児休業条例第20条第2号の規則で定める非常勤職員） 第12条の2 育児休業条例第20条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。 （部分休業の承認の請求、<u>第2項申出及び第3項変更</u>の手続） 第13条 部分休業の承認の請求、<u>育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）</u>は、<u>部分休業簿</u>により行うものとする。 2 （略） 3 <u>管理者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第21条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</u>	（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間） 第6条 育児休業条例第7条第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。 (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間 (2)・(3) （略） （育児休業条例第20条第2号の規則で定める非常勤職員） 第12条の2 育児休業条例第20条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である<u>非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</u> （部分休業の承認の請求手続） 第13条 部分休業の承認の請求は、<u>部分休業承認請求書により、必要な期間についてあらかじめ包括的に行うものとする。</u> 2 （略）

(部分休業に係る <u>子が死亡した場合等の届</u> 出) 第14条 (略)	(部分休業に係る届出) 第14条 (略)
---	-------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第20号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成16年規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（休業補償を行わない場合） 第6条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合<u>若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合</u>、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) （略）	（休業補償を行わない場合） 第6条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第21号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成19年規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（損害補償のうち休業補償を行わない場合） 第1条 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年条例第26号。以下「条例」という。）第8条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合<u>若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合</u>、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) （略）	（損害補償のうち休業補償を行わない場合） 第1条 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年条例第26号。以下「条例」という。）第8条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第 22 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則（平成 19 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>186,050 円</u> を超えるときは、 <u>186,050 円</u> ）	常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>177,950 円</u> を超えるときは、 <u>177,950 円</u> ）
	(略)			(略)	
随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>92,980 円</u> を超えるときは、 <u>92,980 円</u> ）	随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>88,980 円</u> を超えるときは、 <u>88,980 円</u> ）
	(略)			(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 8 月 1 日から適用する。
- この規則による改正後の規定は、令和 7 年 8 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合告示第 11 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額（平成 16 年告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 30 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

改正後			改正前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>186,050 円</u> を超えるときは、 <u>186,050 円</u> ）	常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>177,950 円</u> を超えるときは、 <u>177,950 円</u> ）
	（略）			（略）	
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>92,980 円</u> を超えるときは、 <u>92,980 円</u> ）	随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>88,980 円</u> を超えるときは、 <u>88,980 円</u> ）
	（略）			（略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、公布の日から施行し、令和 7 年 8 月 1 日から適用する。
- この告示による改正後の規定は、令和 7 年 8 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。